

プロポーザル説明書

峡南地域単位制・総合制高校設計業務に係る手続開始の公告に基づく公募型プロポーザル方式による手続きについては、この説明書によるものとする。

1 業務の概要

- (1) 業務名 峡南地域単位制・総合制高校設計業務委託
- (2) 業務内容 次の から までの基本設計及び実施設計
峡南地域単位制・総合制高校の校舎等建設工事
及び附帯する外構、舗装、植栽工事
部室・倉庫の改修工事
市川高校の校舎及び屋内運動場等の解体工事
造成工事及びグラウンド整備の設計は除く。
- ・建設地 山梨県西八代郡市川三郷町内（現在の県立市川高等学校、町民体育館、町民会館、町保育園及び町職員駐車場の敷地）
- ・敷地面積 48,000㎡程度
- ・延床面積 14,672㎡を上限とする
- ・用途地域 非線引き都市計画区域の第一種住居地域
(建ぺい率 60%、容積率 200%)
- (3) 履行期間 契約日の翌日～平成30年8月
- (4) 想定工事費 36億円以内（新築及び改修工事(建築、電気設備、機械設備含む)、外構工事、舗装工事、植栽工事並びに解体工事費で消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 想定工程 契約日の翌日～平成30年8月：基本設計、実施設計
平成30～34年度：校舎等建設工事、部室等改修工事、
市川高校校舎等解体工事他

2 参加者の資格

- (1) 参加者は次に掲げる要件をすべて満たす自主結成の特定設計業務共同企業体（以下「企業体」という。）とする。なお、企業体の構成員は2者とする。 の資格要件については、構成員のうち1者が満たせば足りるものとする。

企業体の構成員は、山梨県が設計業の入札参加資格を認定した者であること。

企業体の構成員は、建築士法第23条の3第1項の規定により一級建築士事務所登録簿に登載された者であること。

企業体の構成員のうち1者は、山梨県内に本社（店）を有すること。

企業体の代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。また、企業体の代表構成員以外の構成員の出資比率は30%以上であること。

企業体の構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の

規定に該当しない者であること。

企業体の構成員は、公告日現在、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置の期間中でないこと。

企業体の構成員は、公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされていないこと、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。

企業体の代表構成員は、平成14年4月以降に延床面積7,000㎡以上の学校の設計を、単独又は企業体で元請けとして請け負った実績を有すること。なお、企業体の構成員として行った業務については、出資比率20%以上の業務に限る。また、設計実績は新築及び増改築とし、公告日現在、業務が完了・引渡し済みのものに限る。

学校は、学校教育法第1条に規定される学校とする（以下同じ）。

延床面積は、同一敷地において設計した面積とする。

（2）参加できない者

参加資格がない者

審査委員（5 審査で後述する審査委員会委員をいう。以下同じ）

審査委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者

複数の組合員からなる組合等が参加した場合、その組合等の組合員

3 業務実施上の条件

（1）管理技術者は、一級建築士であること。

（2）管理技術者及び建築担当主任技術者は、参加表明書提出企業体に所属していること。

（3）管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ1名とすること。

（4）管理技術者は、担当主任技術者を兼任していないこと。また、各担当主任技術者は、他の分野の担当主任技術者を兼任していないこと。

（5）本設計業務を再委託しないこと。

「管理技術者」とは、設計業務全般を総括する責任者をいう。

「主任技術者」とは、「管理技術者」のもとで、建築・構造・電気設備・機械設備の各業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

4 手続等

（1）事務局

山梨県教育庁学校施設課計画整備担当

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

電話：055-223-1762 FAX：055-223-1754

URL： <http://www.pref.yamanashi.jp/gakko-sst/0512koukoku.html>

電子メール： gakko-sst@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 関係資料の入手方法

本プロポーザル関係資料は、(1) ホームページを参照すること。

(3) 質問及び回答(様式 1)

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」(様式 1)により提出すること。ただし、質問は原則として1企業体1回とし、再質問は受け付けないので、質問内容は具体的かつ明確に記入すること。なお、質問内容の確認をメールにて行うことがあるので、その場合は速やかに確認のうえメールにて再送すること。

受付期間

平成29年5月12日(金)から平成29年5月18日(木)までの「山梨県の休日を守る条例」(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

提出場所

上記(1)に同じ。

提出方法

上記(1)ホームページからダウンロードした「質問書」(様式1)に記入のうえ、電子メールの添付ファイル(ファイル形式はマイクロソフトエクセルとする。)として、(1)の電子メールアドレスあてに送信すること。(着信メールを返信するので、それにより着信を確認すること。)

回答

平成29年5月25日(木) 午後5時(予定)

(1)のホームページにて回答する。なお、追加資料等がある場合は、この日にホームページに掲載するので、質問の有無に関わらず、ホームページを確認すること。

(4) 参加表明書(様式 2 ~ 7)

別添『参加表明書及び技術提案書作成要領』により作成し提出すること。

提出期間

平成29年5月23日(火)から平成29年5月29日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

提出場所

上記(1)に同じ。

提出方法

持参又は書留郵便とする。ただし、郵送の場合は、最終日の午後4時30分までに必着とし、到着の有無を事務局に確認すること。

(5) 技術提案書(様式 8)

第一次審査(P4参照)により選定され、技術提案書の提出要請があった企業体は、別添『参加表明書及び技術提案書作成要領』により技術提案書を作成し提出すること。

提出期間

平成29年6月29日(木)から平成29年7月5日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

提出場所

上記(1)に同じ。

提出方法

持参とする。

5 審査

審査は、峡南地域単位制・総合制高校設計者審査委員会(以下「審査委員会」という。)が実施する。第一次審査により、技術提案書提出企業体を5者程度選定する。その選定した者について第二次審査を実施し、技術提案書の評価の得点が最も高い者を特定者とする。

(1) 審査委員会(敬称略、五十音順)

一瀬 美教	(株式会社大直 代表取締役)
笠井 英俊	(山梨県建設技術センター 建築審査部長)
清水 一彦	(山梨県立大学 理事長・学長)
長澤 利久	(NPO 法人 富士川・夢・未来 理事長)
松岡 拓公雄	(亜細亜大学都市創造学部 教授・学部長)

(2) 第一次審査

参加表明書を次により審査する。

企業体の技術力

配置予定技術者の状況

提出された参加表明書について、審査基準に基づき得点を算出し、合計得点の上位5者程度を選定する。なお、同一得点の場合は、次の優先評価項目によって選定する。

優先評価項目

<優先度1>	企業体の技術力に関する評価項目全ての合計得点
<優先度2>	代表構成員の実績評価の得点
<優先度3>	代表構成員以外の構成員の実績評価の得点

優先度が高い項目において、得点の高い者を優先して選定し、上位5者程度が選定された時点で決定とする。

(3) 第二次審査

技術提案書を次により審査する。

課題に対する提案の的確性及び実現性(P9表8-1 参照)

ヒアリング

ヒアリングは、技術提案書の表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とす

る。また、ヒアリング実施は技術提案書の受付順とし、日時、場所等詳細については、別途通知する。

6 審査基準

(1) 第一次審査基準

企業体の技術力【60点】、配置予定技術者の状況【40点】の合計100点で審査する。

企業体の技術力【合計60点】

平成14年4月以降の代表構成員の実績評価【30点】

代表構成員の設計実績1件について、表1、表1-1、表1-2、表1-3により審査する。

[表1]

審査項目	審査の着目点（延床面積）	ウェート	関係様式
施設用途 及び規模	14,000 m ² 以上の学校	30.0	様式5
	12,000 m ² 以上 14,000 m ² 未満の学校	25.0	
	10,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満の学校	20.0	
	8,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満の学校	15.0	
	8,000 m ² 未満の学校	10.0	

[表1-1]

発注機関	発注機関係数
公的機関等（別表「発注機関一覧表」）	1.0
上記以外	0.9

[表1-2]

実績場所（山梨県内・県外の別）	実績場所係数
山梨県内	1.0
山梨県外	0.9

[表1-3]

施設用途	施設用途係数
高等学校	1.0
高等学校以外	0.9

審査点 = ウェート × 発注機関係数 × 実績場所係数 × 施設用途係数

増改築工事の場合、増改築部分のみについて評価する。

複合施設の場合は、学校の施設用途部分のみについて審査する。また、共用部分は面積按分することとする。

延床面積は、同一敷地において設計した面積とする。

平成14年4月以降の代表構成員以外の構成員の実績評価【24点】

代表構成員以外の構成員の設計実績1件について、表2、表2-1、表2-2により審査する。

[表2]

審査項目	審査の着目点（延床面積）	ウェイト	関係様式
施設用途 及び規模	12,000 m ² 以上の学校	24.0	様式5
	10,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満の学校	20.0	
	8,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満の学校	16.0	
	6,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満の学校	12.0	
	6,000 m ² 未満の学校	8.0	

[表2-1]

発注機関	発注機関係数
公的機関等（別表「発注機関一覧表」）	1.0
上記以外	0.9

[表2-2]

施設用途	施設用途係数
高等学校	1.0
高等学校以外	0.9

審査点 = ウェイト × 発注機関係数 × 施設用途係数

設計実績がない場合は、審査点はゼロ点とする。

増改築工事の場合、増改築部分のみについて評価する。

複合施設の場合は、学校の施設用途部分のみについて審査する。また、共用部分は面積按分することとする。

延床面積は、同一敷地において設計した面積とする。

平成14年4月以降に官公庁等が行った表彰等の受賞実績【6点】

表3により、官公庁（国、地方公共団体）及び官公庁が構成員になっている協議会等から設計者として表彰を受けた実績をもとにした審査点とする。なお、受賞した実績は新築及び増改築とし、公告日現在、施設が完了・引渡し済みのものに限る。

[表3]

審査項目	審査の着目点	審査点	関係様式
受賞実績	代表構成員が受賞実績有り	4.0	様式6
	代表構成員以外の構成員が受賞実績有り	2.0	

配置予定技術者の状況【合計40点】

資格【12点】

表4により配置予定技術者の資格を携わる立場ごとに審査する。

[表4]

審査項目	携わる立場	評価する技術者資格	審査点	関係様式
資格	管理技術者	一級建築士	-	様式7 7-1
	建築担当	一級建築士	3.0	
	主任技術者	二級建築士	1.0	
	構造担当	構造設計一級建築士	3.0	
	主任技術者	一級建築士	2.0	
		二級建築士	1.0	
	電気設備担当	設備設計一級建築士	3.0	
	主任技術者	建築設備士、技術士、一級建築士	2.0	
	二級建築士	1.0		
機械設備担当	設備設計一級建築士	3.0		
主任技術者	建築設備士、技術士、一級建築士	2.0		
	二級建築士	1.0		

管理技術者及び建築担当主任技術者は、参加表明書提出企業体に所属していること。
 構造、電気設備、機械設備担当の主任技術者に配置予定の者には、業務協力を求める他の設計事務所等（以下「協力事務所」という。）の技術者を配置することができる。
 配置予定技術者は、特段の理由がない限り業務契約後の変更を認めない。

経験年数【8点】

表5により配置予定の管理技術者の一級建築士免許証の保有年数について審査する。

[表5]

審査項目	審査の着目点	審査点	関係様式
保有年数	一級建築士取得後20年以上	8.0	様式7 7-1
	一級建築士取得後10年以上20年未満	5.0	
	一級建築士取得後10年未満	4.0	

実績【20点】

平成14年4月以降の配置予定の管理技術者及び建築担当主任技術者の実績1件について、表6、表6-1、表6-2により審査する。

[表6]

審査項目	審査の着目点（延床面積）	ウェイト	関係様式
施設用途 及び規模	14,000 m ² 以上の学校	10.0	様式7 7-1
	10,000 m ² 以上 14,000 m ² 未満の学校	8.0	
	6,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満の学校	6.0	
	6,000 m ² 未満の学校	4.0	

[表6-1]

発注機関	発注機関係数
公的機関等（別表「発注機関一覧表」）	1.0
上記以外	0.9

[表6-2]

過去の実績での立場	管理技術者の 評価係数	建築担当主任技術者の 評価係数
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
主任技術者又はこれに準ずる立場	0.5	1.0
上記以外の技術者の立場	0.25	0.5

審査点 = (ウェイト × 発注機関係数 × 評価係数)

管理技術者及び建築担当主任技術者の実績ごとにウェイト × 発注機関係数 × 評価係数を算出し、これを加えたものを審査点とする。

増改築工事の場合、増改築部分のみについて評価する。

複合施設の場合は、学校の施設用途部分のみについて審査する。また、共用部分は面積按分することとする。

延床面積は、同一敷地において設計した面積とする。

(2) 第二次審査基準

技術提案書の審査【合計100点】

表8の各課題に対する考え方について、審査委員がヒアリング内容を踏まえ5段階で評価する。審査点は各ウェイトに表8-1の評価係数を乗じて算出した合計値とし、全審査委員の平均値とする。

[表8]

審査項目	審査の着目点	ウェイト
課題1 従来の学校イメージとは異なる斬新でありながらシンボリックで人を魅了する建物の中に、必要な教育を行うことができる空間を確保した設計	1-1 周辺の環境を考慮しつつ、個性あふれる外観を備えた学校施設	20.0
	1-2 単位制及び総合制の特徴を生かした教室等の配置計画	15.0
	1-3 普通科、工業科、商業科の3学科が、縦割りにならないよう、日常的に様々な学科、学年の生徒が交流できる環境を備えた学校施設	15.0
課題2 建設コストや管理運営コストの低減に配慮した学校施設	2-1 建設工事費の縮減の工夫	10.0
	2-2 管理、運営が容易であるとともに、ランニングコストの縮減が図られる学校施設	10.0
課題3 峡南地域の歴史・伝統・文化を踏まえ地域に活力が生まれてくるようなものとするとともに、地域にとっても防災拠点を視野に入れた学校施設	3-1 峡南地域の歴史・伝統・文化や、3校が培ってきた伝統や特色を踏まえた空間の創造	20.0
	3-2 災害時に避難所としても利用できる学校施設	10.0

「単位制」は、学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる制度。

「総合制」は、普通科、専門学科、総合学科のいずれか複数を併設する制度。

審査の着目点については、必要に応じ細目化した着目点を設ける場合がある。その場合は、第一次審査通過者に対して、選定通知と併せてその内容を改めて通知する。

[表 8 - 1]

審査の着目点	各審査委員の評価				
	A	B	C	D	E
的確性、実現性の観点から総合的に判断する。	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

審査点 = ウェート × 評価係数

的確性：各課題や参考資料などの与条件に整合する。

実現性：提案内容に説得力があり、提案内容を裏付ける根拠などが明示されている。

7 審査結果の発表

(1) 第一次審査結果の通知及び公表

第一次審査において選定された企業体に対しては選定された旨を、選定されなかった企業体に対しては、選定されなかった旨とその理由を書面により通知する。また、審査結果を4(1)のホームページに掲載する。

(2) 第二次審査結果の通知及び公表

第二次審査において最も優れた提案を行った企業体と特定された企業体に対しては特定された旨を、特定されなかった企業体に対しては、特定されなかった旨とその理由を書面により通知する。また、審査結果を4(1)のホームページに掲載する。
(日時等詳細については、別途通知する。)

(3) 非選定又は非特定理由に関する事項

上記(1)及び(2)により、選定又は特定されなかった旨の通知を受けた企業体は、通知をした日の翌日から起算して5日以内(県の休日は含まない。)に、事務局への書面の持参又は郵送(期限内必着)により、非選定又は非特定理由についての説明を求めることができる(様式自由)。なお、回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(県の休日は含まない。)に書面にて行うものとする。

(4) 非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間

受付場所：4(1)に同じ

受付時間：午前9時から午後5時まで

8 設計業務委託

(1) 教育長は、審査委員会の評価を基に、最も優れた提案を行った企業体を特定する。

(2) 教育長は、最も優れた提案を行った企業体を随意契約の交渉相手とする。ただし、最も優れた提案を行った企業体に事故等があり、契約締結が不可能となった場合は、次点の企業体を特定し交渉相手とする。さらに、次点の企業体に事故等があった場合は、技術提案書の提出者として選定された企業体の中から繰り上げて特定し交渉相手

とする。

- (3) 設計業務委託料の額は、特定された企業体に別途見積書の提出を求め、予算の範囲内で決定する。(予算額は、 1 5 1 , 1 2 2 千円 (消費税等相当額含む。))

9 失格

次のいずれか一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
(2) 審査委員に対する働きかけがあったと発注者が判断した場合

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び円
(2) 契約書作成の要否：要（山梨県建築設計業務委託契約書を用いる。）
(3) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に要した経費は参加者の負担とする。
(4) 提出書類は、別添『参加表明書及び技術提案書作成要領』により作成すること。
(5) 参加表明書及び技術提案書の取り扱い
提出された技術提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとする。
公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。この場合、提案者名を明示する。
設計者の選定作業及び技術提案書の評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。
選定及び特定作業を行う必要な範囲において複製を作成することがある。
提出期限以降における差し替え及び再提出は認めない。
記載した配置予定の技術者は、変更できない。ただし、病休、死亡、または退職等特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者である旨を発注者が了解した場合に限り、可能とする。
提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
(6) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1 企業体につき 1 案とする。
(7) 1 企業体の構成員として参加表明した者は、他の企業体の構成員となることができない。

別表 「発注機関一覧表」

機関名	内訳
山梨県	
国機関	国土交通省、内閣府、防衛省（庁）、農林水産省、文部科学省、その他中央省庁（環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他）
都道府県	山梨県以外の都道府県（政令指定都市を含む）
公団等	機関名称末尾に「公団」が付されている機関
独立行政法人	
市区町村	
公営企業等	（地方公社を含む）
事業団等	日本下水道事業団、その他事業団
上記以外	高速道路株式会社、電力、ガス、電話会社、ＪＲ、私鉄、地下鉄、石油備蓄会社

各種公団から民営化された各地域の株式会社の工事实績は公団の実績として扱う。

国、都道府県、市町村から独立行政法人化した機関の工事实績は各々の法人化前の機関の実績として扱う。